

川崎市住居表示整備実施基準

(昭和38年 3月18日市長決裁)
昭和57年 7月30日改正
昭和60年 2月 1日改正
昭和60年 8月 1日改正
平成 4年10月 1日改正
平成13年 2月28日改正

1 町割の方式

町割は原則として街画式とする。ただし、やむを得ない場合は結合式とする。

2 町名の定め方

- (1) 町名は従来名称を基とするが、新たにつける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称を選択し採用する。
- (2) 市内を通じて同一の町名又は類似の町名が生じる場合等(1)の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにする。
- (3) 町名に丁目をつける場合はおおむね5丁目程度とする。

3 町の境界

町の境界は公道、河川、水路、鉄道又は、軌道の線路等恒久的施設又は著名な地物をもって、これにあてる。

4 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。
- (2) 町の規模は市街地の用途、人口、家屋、密度、地形等を考慮して、おおむね66,000平方メートル(20,000坪)から330,000平方メートル(100,000坪)の大きさで定める。ただし、その区域内に学校、公園、運動場、大工場等がある場合は、この限りではない。

5 基準点

基準点は原則として次のとおりとする。

川崎区、幸区 J R川崎駅
中原区 J R武蔵小杉駅

高津区	J R 武蔵溝ノ口駅
宮前区	東急宮前平駅
多摩区	J R 登戸駅
麻生区	小田急新百合ヶ丘駅

6 丁目の配列

丁目は原則として基準点から放射式につけるが、地形、交通等の関係から、やむを得ない場合は環状式により配列する。

7 街区割

- (1) 「 3 町の境界」に準ずる施設又は地物によって囲まれた区域を一街区とする。
- (2) 一街区の面積はおおむね 3,300 平方メートル(1,000 坪)から 5,000 平方メートル(1,500 坪)程度とするが、地域の特殊性を考慮して増減できるものとする。

8 街区符号のつけ方

街区符号は数字を用い、「 5 基準点」に最も近い街区を起点として、連続蛇行式により配列する。

9 住居番号のつけ方

- (1) 基礎番号は 500 分の 1 の地図を基として定める。
- (2) 基礎番号の間隔は住居及び商業を主体とする町は 10 メートル又は 15 メートル、工業を主体とする町は 30 メートルとする。ただし、一の地域において住居番号で同一のもの又は欠けるものが多く生じるときは、この限りでない。
- (3) 基礎番号は基準点から見て右端又は基準点に最も近い街区の角を起点として右廻りに番号をつける。ただし、地形、建物等の特殊性を考慮して前記以外の定め方ができるものとする。
- (4) 街区の角が曲線の場合は、起点に近い地点を辺の境とする。
- (5) 住居番号 (1) ~ (4) に基づいて定められた基礎番号によって建物につけるものとする。
- (6) 家屋の入口又は通路の中に基礎番号の分岐がある場合は、若い数字の基礎番号をもって住居番号とする。
- (7) アパート式の集団住宅地の各戸については棟番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。
- (8) 「建物の区分所有等に関する法律」の対象となる建物については、その建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。
- (9) 特別な事情により、同一の住居番号のために混乱が生じる恐れがある場合、

基礎番号に枝番号を付けた住居番号を付定することができる。

10 新住居表示の仕方

(1) 普通の場合 川崎市 区 町 番 号
略記 " -

(棟番号) (室番号)

(2) 団地アパート 川崎市 区 町 番 - 号
略記 " - -

(基礎番号) (各戸番号)

(3) 区分所有の建物 川崎市 区 町 番 - 号
略記 " - -

(基礎番号) (枝番号)

(4) 特別な事情による場合 川崎市 区 町 番 - 号
略記 " - -

(2)(3)の場合、数字が重複しないよう考慮する。

11 その他

その他の事項については法令、総務省の住居表示実施基準等により施行するものとする。